

虐待防止対策指針

社会福祉法人 白寿会

特別養護老人ホーム アメニティいわど
ショートステイセンターいわど
加津佐町在宅介護支援センター

はじめに

特別養護老人ホームアムニティいわど及びショートステイセンターいわど、加津佐町在宅介護支援センター、(以下「当南島原事業部」という。)は高齢者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」と略す。)第20条(注1)で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本指針を定める。

目次

| | |
|------------------------------------|---|
| 1. 基本方針..... | 3 |
| 2. 虐待 (Abuse) の定義..... | 4 |
| 3. 虐待に関する基本的な考え方..... | 4 |
| 4. 介護施設職員の虐待行為..... | 5 |
| 5. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針..... | 5 |
| 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項..... | 5 |
| 7. 施設長の責務..... | 6 |
| 8. 職員の責務..... | 6 |
| 9. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針..... | 6 |
| 10. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針..... | 6 |

注釈.....

参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
虐待防止のための指針

1. 基本方針

(1) 苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するために、当南島原事業部は、高齢者及びその家族等からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(注1：高齢者虐待防止法第20条参照)

虐待に関わる苦情が生じた場合、誠意を持って対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市、国民健康保険団体連合会においても、苦情を受け付けている旨をご家族等に伝えるものとします。

(2) 委員会の設置

利用者に対して適切な判断と具体的な対応を図るため、当南島原事業部の褥瘡・拘束・虐待・苦情対策委員会の中に「虐待防止対策チーム」を設置する。

虐待防止対策チーム会議は年4回以上（必要に応じてその都度開催）開催し、高齢者に対する虐待防止について協議し、検討を重ね、熟慮し決定する。

「協議内容」

- ①虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ②虐待の防止の為に職員研修の内容に関すること。
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法に関すること。
- ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

「虐待防止対策チームの構成」

チームメンバーは、次に掲げる者で構成する。

- ① 褥瘡・拘束・虐待苦情対策委員会委員長
- ② 虐待防止対策チームリーダー
- ③ 看護職員
- ④ 介護職員
- ⑤ 管理栄養士
- ⑥ その他、施設長が必要と認める者

以上をもって組織し、チームリーダーは施設長が指名する。

(3) 虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリング等により、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた高齢者については、速やかに虐待防止対策チーム会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

(注2：高齢者虐待防止法第5条第1項参照)

利用者本人及びご家族、職員等からの虐待の通報がある時は、虐待防止指針に基づき迅速に対応します。

(4) 市町村へ通報

職員は、施設内での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。同時に虐待防止受け付け担当にも通報します。

(注3：高齢者虐待防止法第21条第1項参照)

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他、不利益な取扱いを行わない。

(注5：高齢者虐待防止法第21条第7項参照)

緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

2. 虐待 (Abuse) の定義

虐待の英語である Abuse とは、乱用・悪用・誤用を意味し、あるものに対する不適切な取り扱いを意味している。本指針でいう高齢者虐待とは、介護施設において、介護職員が意図的に入居者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

3. 虐待に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資する事を目的に、虐待の防止とともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行えません。

(1) 身体的虐待

暴行、手荒い扱い、性的虐待、または食べ物や介助、衛生的ケア、医療的ケア等の身体的に必要な事柄を十分に与えないこと（放置）等を含む。

(2) 心理的虐待

言葉の暴力、社会的孤独、愛情の欠如、高齢者の生活について尊敬を持って決定に参加する機会を奪うことや、市民としての権利を拒否することを含む。

(3) 経済的虐待

お金や財産の悪用が含まれる。これは、高齢者の要望、利益、ニーズに反する目的で財産を使用すること、または、詐欺が含まれる。

(4) 性的虐待

性的な話を強要する、無理やり聞かせる、話させる。

排泄や着替えの際、陰部の露出や下着のまままで放置する。

(5) ネグレクト

必要な介護・世話を怠り、高齢者の生活環境・身体状態を悪化させる。

必要な福祉・医療サービスを受けさせない、制限する。

虐待行為に気付いても、知らないふりをする。

4. 介護施設職員の虐待行為

高齢者虐待防止法第2条第5項に掲げられる、介護施設職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

虐待防止のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施します。研修内容は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、基本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ適切な窓口をご案内する等の支援を行います。

7. 施設長の責務

施設長は、虐待が発生した場合は、原因を調査・分析し、職員会議等でその結果を報告し、再発しないようにするための職場内研修等を行う。

また、職場環境を見直し、職員が働きやすい職場環境の実現を図るよう努める。

8. 職員の責務

職員は、施設で虐待があったということを重く受け止め、職場内の会議や研修に参加することや、職員による虐待の再発防止について、職員間で話し合うなど、施設の職員が一丸となって取り組まなくてはならない。

9. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は利用者・ご家族及び職員等がいつでも閲覧できる様にします。

10. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により、提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

(附則)

この指針は、平成26年2月1日から施行する。

この指針は、平成30年8月1日から施行する。

この指針は、令和4年12月1日から施行する。